

平成22年 3月10日

特 許 庁

## 特許出願等の電子手続における インターネット出願への一本化について

本日、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布されました。本年4月1日の本省令施行後は、特許出願等の電子手続において、ISDN回線を利用した手続（ISDN出願）は行えなくなり、インターネットを利用した手続（インターネット出願）に一本化されます。

### 1. 概要

平成20年6月、特許庁は、特許出願等の電子手続について既存のISDN出願を廃止し、インターネット出願に一本化することを公表しISDN出願を御利用の皆様インターネット出願への移行をお願いしてまいりましたが、本日、インターネット出願一本化のため改正した関係省令を公布しましたのでお知らせいたします。

これにより、本年4月1日以降、ISDN出願は行えなくなりますので、特許出願等の電子手続を行う場合は、インターネット出願を御利用いただきますようお願いいたします。

なお、インターネット出願を利用するにあたっては、電子証明書の取得や申請人利用登録等が必要となり、手続等に時間を要することもありますので、まだ準備がお済みでない方は、できる限りお早めに御対応いただきますようお願いいたします。

### 2. 地域における電子出願支援について

現在、社団法人発明協会の各都道府県支部に設置しているISDN出願のための端末（共同利用端末）は、本年3月31日をもって御利用いただけなくなります。

ただし、当面の間は、特許庁の事業である「課題解決型相談・コンサルティング事業」（中小企業産業財産権制度活用支援事業）の一環として、都道府県に開設する窓口インターネット出願が可能な端末を配置するなど、インターネット出願環境をお持ちでない方への支援を行う予定<sup>\*</sup>です。本支援を御利用の際には、電子証明書を事前に御準備いただきますようお願いいたします。

※インターネット出願支援の詳細については、3月15日頃に決定する予定です。決定次第、特許庁ホームページ等でお知らせいたします。

### 3. 電子証明書の取得に係る手続について

インターネット出願に必要な電子証明書の発行を行う認証局では、同証明書の発行に数週間かかることもありますので、御利用を予定されている皆様には、余裕を持った取得手続をお願いいたします。

ただし、電子証明書の取得を申請したものの、特許出願等の電子手続を行うまでに同証明書の発行が間に合わない場合には、CD-R 又は FD による特許出願等の手続を受け付けることといたします（PCT 国際出願は除く）。

この手続を御利用の際は、電子証明書取得における申請状況を確認させていただく必要がございますので、必ず事前に御連絡いただきますようお願いいたします。

詳細な手続方法につきましては、電子出願ソフトサポートサイト：[http://www.pcinfo.jpo.go.jp/inet/info/03\\_06.html](http://www.pcinfo.jpo.go.jp/inet/info/03_06.html) を御覧ください。

なお、書面による特許出願等の手続は引き続き受け付けます。

インターネット出願、地域における電子出願支援、及び電子証明書の取得に係る手続についての詳細は、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

(本発表資料のお問い合わせ先)

○インターネット出願について

特許庁総務部情報システム室

担当者： 笹野、松本

電 話：03-3581-1101（内線 2507）

03-3581-3704（直通）

○地域における電子出願支援について

特許庁総務部普及支援課

担当者： 佐藤、高橋、中島

電 話：03-3581-1101（内線 2107）

03-3501-5878（直通）

○電子証明書の取得に係る手続について

特許庁審査業務部出願支援課

担当者： 堤、松本

電 話：03-3581-1101（内線 2752）

03-3580-5882（直通）